

个人信息保护，你合规了吗？

——《个人信息安全规范》常见问题解答

作为中国数据保护体系的重要组成部分，《个人信息安全规范》（“《规范》”）已于 2018 年 05 月 01 日起正式生效。在《规范》生效、实施后，国家相关部门开展了一系列行动，严厉整治个人信息违法行为。例如，中消协开展的 APP 个人信息收集评测活动，工信部等八部门开展的“网剑行动”。政府部门趋严的监管态度，警示企业必须重视《规范》，确保数据合规。

■ 企业如何对待《规范》？

《网络安全法》（“《网安法》”）是一部框架性法律，其对数据合规仅作了原则性规定，缺乏具体指导作用。《规范》的诞生，正是为了解决这一问题，其对于个人信息的处理流程、个人信息的分类作了具体且明确的规定，并且以附件的形式对个人信息、隐私政策、选择同意权进行了重点说明。同时，《规范》也借鉴欧盟《一般数据保护条例》（GDPR），规定了个人信息主体获取副本的权利（可携权）、个人信息保护负责人等内容，对企业提出了很高的要求。

从效力来看，《规范》属于推荐性国家标准，换言之，企业并非被强制要求采用《规范》。严格意义上而言，政府部门不得直接依据《规范》进行处罚，但《规范》很有可能被作为政府部门采取监管措施的重要参考依据，同时法院也可能在裁判文书中援引《规范》作为裁判说理依据。需要注意的是，《规范》中较多内容为《网安法》原则的具体化。企业违反《规范》，可能会被认为违反《网安法》第 64 条，或被最高处以违法所得 1-10 倍或 100 万以下罚款，直至吊销企业的相关经营证照和许可证。因此，我们建议企业在可行的情况下，尽量遵守《规范》，降低处罚风险。

■ 什么是个人信息？

個人情報の保護に関する法律に違反してはいませんか？

——「個人情報セキュリティ規範」に関する FAQ

中国データ保護制度の重要な構成部分として、「個人情報セキュリティ規範」（以下、「規範」という）が 2018 年 5 月 1 日から正式に施行されている。「規範」の施行実施後に、国の関連部門は一連の行動を通して、個人情報違法行為を厳しく取り締まっている。例えば、APP による個人情報収集に対する中国消費者協会の評価の動き、工業情報化部など 8 部門による「網剣行動」と呼ばれるインターネット上の不正行為摘発措置などが挙げられる。政府部門による監督管理上の厳しい姿勢は、「規範」を重視し、データを取り扱う際には必ず法令を遵守せよという企業への警鐘でもある。

■ 企業は「規範」とどのように向き合うべきか？

「サイバーセキュリティ法」は大枠としての法律であり、データの違法管理については原則的な規定しか設けておらず、指導的な役割を果たすには足りない。「規範」が制定されたのは、まさにこの問題を解決するためであった。「規範」では、個人情報の取扱いの流れや個人情報の分類について具体的で明確な規定がなされており、また、その別紙では個人情報、プライバシーポリシー、同意選択権について重点的に説明がなされている。また、「規範」は EU の「一般データ保護規則」（GDPR）を手本にし、個人情報主体がデータを再利用しやすい形式で還元してもらえる権利（データポータビリティ権）、個人情報保護責任者などの内容にも言及しており、企業に対し非常に高い要求を行っている。

効力の次元から見てみると、「規範」は推奨性国家基準に該当する。つまり、企業は「規範」を採用するよう義務付けられてはいない。厳密に言うならば、政府部門は直接「規範」に依拠して処罰することはできないのだが、「規範」は、政府部門が監督管理措置を講じる際の重要な参考根拠となり得るものであり、また同時に、裁判所は判決書において「規範」を引用し、裁判の判断を導き出すに至った根拠として説明する可能性もある。なお、「規範」内容の多くは「サイバーセキュリティ法」に記載された原則を具体化したものである。企業が「規範」に違反した場合は、「サイバーセキュリティ法」第 64 条に違反したものと認定され、最高で违法所得相当額以上 10 倍以下（10 倍を含む）又は 100 万以下の過料に処し、ひいては企業の係る経営免許証及び許可証が取り上げられるおそれがある。したがって、処罰されてしまうリスクを軽減するためにも、企業は実行可能な状況においては、なるべく「規範」に従うことが望ましい。

■ 個人情報とは何か？

法規	条文	解读
《网安法》第76条第5款	个人信息，是指以电子或者其他方式记录的能够单独或者与其他信息结合 <u>识别</u> 自然人个人身份的各种信息，包括但不限于自然人的姓名、出生日期、身份证件号码、个人生物识别信息、住址、电话号码等。	《网安法》对个人信息的判定路径为“识别”，只要信息能识别到具体的自然人，即属个人信息。 - 举例而言，单凭身份证号即可识别到某一自然人。姓名需借助其他辅助信息，如出生日期等才能识出某一自然人。
《规范》3.1条	个人信息，指以电子或其他方式记录的能够单独或者与其他信息结合 <u>识别</u> 特定自然人身份或者 <u>反映</u> 特定自然人活动的各种信息。	- 除识别外，《规范》新增“关联”路径来判断个人信息。即已知特定自然人，则由该自然人在其活动中产生的信息属于个人信息。 - 例如，已知自然人张三，那么张三在其活动中产生的位置信息、通信记录、浏览记录等属于个人信息。

法規	条文	解説
「サイバーセキュリティ法」第76条第5項	個人情報とは、電子又はその他の方式により記録される、単独で又はその他の情報を踏まえることで、自然人の身元を <u>識別</u> できる各種の情報をいい、これには自然人の氏名、生年月日、本人証明書番号、個人生体認証情報、住所、電話番号などが含まれるがこれらに限らない。	「サイバーセキュリティ法」では、個人情報を判断する手段は「識別」であり、具体的な自然人を特定し識別できる情報であれば、個人情報に該当する。 - 例えば、本人証明書番号であれば、それだけをもって特定の自然人を識別することができるが、氏名の場合、他の補助情報（例えば、生年月日など）がなければ、特定の自然人を識別することはできない。
「規範」3.1条	個人情報とは、電子又はその他の方式により記録される単独で又はその他の情報を踏まえることで特定の自然人の身元を <u>識別</u> できるか、又は特定の自然人の活動を <u>反映</u> できる各種の情報をいう。	「規範」では、識別手段のほか、「関連性」によって個人情報を判断する方式を追加した。つまり、ある特定の自然人について、当該自然人のその活動において生じる情報も個人情報である、とするもの。 - 例えば、自然人である张三氏がいるとして、张三氏のその活動において生じる位置情報、通信記録、閲覧履歴なども個人情報に該当するというもの。

■ 个人信息有哪些种类？

《规范》附录 A 对个人信息进行了分类列举，从中我们可以发现，绝大多数与个人有关的信息都属于个人信息的范畴，这给企业造成了较大的数据合规负担。主要分类及常见个人信息如下：

类别	举例
个人基本资料	姓名、生日、性别、民族、国籍、住址、电话、邮箱等
个人身份信息	身份证、护照、工作证、出入证、居住证、社保卡等
个人生物识别信息	基因、指纹、声纹、虹膜、面部特征等
网络身份识别信息	系统账号、IP 地址、邮箱地址和与前述有关的密码、口令等
个人健康生理信息	个人因生病医治等产生的相关记录，如病症、住院志、医嘱单、检验报告、用药记录等

■ 個人情報にはどのような分類があるのか？

「規範」の別紙 A では、個人情報が分類され、具体例が挙げられており、そこからは、個人に関連するほとんどの情報が個人情報の範疇に該当することがわかるのだが、これにより、データ取扱に関するコンプライアンス対策面では、企業にかなり大きな負担がかかってくる。主な分類とよくある個人情報、下表の通りである。

類別	例
個人基本資料	氏名、生年月日、性別、民族、国籍、住所、電話番号、メールアドレスなど
個人の本人確認情報	本人証明書、旅券、社員証、入退室カード、居住証、社会保障カードなど
個人生体認証情報	遺伝子、指紋、声紋、虹彩、顔の特徴点など
インターネット上の本人識別情報	システムログイン ID、IP アドレス、メールアドレス及び前述に関連するパスワード、暗号など
個人のフィジカルヘルス情報	個人の病気の診療などに係る記録。例えば、既往症、入院治療記録、処方箋、検査報告、薬の服用履歴など

	▪ 身高、体重、肺活量等
个人财产信息	▪ 银行账号、鉴别信息（口令）、存款信息、房产信息、信贷记录、征信信息、交易和消费记录、流水记录等 ▪ 虚拟货币、虚拟交易、游戏类兑换码等虚拟财产信息
个人教育、工作信息	▪ 个人职业、职位、工作单位、学历、学位、教育经历、工作经历、培训记录、成绩单等
个人通信信息	▪ 通信记录和内容、短信、电子邮件等
联系人信息	▪ 通讯录、好友列表、群列表、电子邮件地址列表等
个人常用设备信息	▪ 硬件序列号、设备 MAC 地址、软件列表、唯一设备识别码等
个人位置信息	▪ 行踪轨迹、精准定位、住宿信息、经纬度等
其他信息	▪ 婚史、宗教信仰、性取向、未公开的犯罪记录等

	▪ 身長、体重、肺活量など
個人の資産情報	▪ 銀行口座番号、識別情報（パスワード）、預金情報、不動産情報、与信記録、興信情報、銀行カードの利用明細、出入金明細など ▪ 仮想通貨、バーチャル取引、ゲーム類のクーポンコードなどのクリプトアセット情報
個人の教育・就業情報	▪ 個人の職業、職位、勤務先、学歴、学位、学業経歴、職歴、研修記録、成績表など
個人の通信情報	▪ 通信記録と内容、ショートメッセージ、電子メールなど
連絡先情報	▪ 電話帳、友人リスト、グループチャットリスト、メールアドレス帳など
個人のよく利用する設備の情報	▪ ハードウェアシリアル番号、設備の MAC アドレス、ソフトウェアリスト、端末識別番号など
個人位置情報	▪ 足取り、正確な位置情報、宿泊情報、経緯度など
その他の情報	▪ 結婚歴、信仰宗教、性指向、未公開の犯罪歴など

■ 怎样收集、使用个人信息？

《网安法》第 41 条明确网络运营者在收集、使用个人信息时，应当遵循合法、必要、安全、公开透明、同意、主体参与等原则。《规范》对上述原则逐一具体化，并作了补充。具体如下：

《网安法》要求	《规范》具体化要求
合法、正当原则： 网络运营者不得违法、违约收集使用个人信息。	个人信息控制者不得： ▪ 欺诈、诱骗、强迫个人信息主体提供信息； ▪ 隐瞒产品或服务所具有的个人信息收集功能； ▪ 从非法渠道获取个人信息； ▪ 收集法律法规明令禁止收集的个人信息。
必要（最小化）原则： 网络运营者不得收集与其提供的服务无关的个人信息。	个人信息控制者应当： ▪ 收集的个人信息类型应与实现产品或服务的业务功能有直接关联； ▪ 自动采集个人信息的频率应是实现产品或服务的业务功能所必需的最低频率； ▪ 间接获取个人信息数量应是实现产品或服务的业务功能所必需的最少数量。

■ 个人信息是如何收集、使用すべきか？

「サイバーセキュリティ法」第 41 条は、インターネット運営者が個人情報を収集し、使用する際には、「適法、必要、安全、公開・透明性、同意、主体の参加」などの原則に従わなければならないことを明確にしている。「規範」では、これらの原則を一つ一つ具体化し、内容を補充している。具体的には以下の通りである。

「サイバーセキュリティ法」の要求	「規範」において具体化された要求
適法、正当の原則： インターネット運営者は法令・契約に違反して、個人情報を収集し、使用してはならない。	個人情報支配者は、下記のことを行ってはならない。 ▪ 情報を提供しようとする個人情報を欺き、騙し、強要すること。 ▪ 製品又はサービスが個人情報の収集機能を有していることを隠しごまかすこと。 ▪ 不法なルートから個人情報を取得すること。 ▪ 法律法規で収集が禁止されている個人情報を収集すること。
必要（最低限）の原則： インターネット運営者は、自己の提供するサービスと無関係な個人情報を収集してはならない。	個人情報支配者は、次に掲げることを遵守しなければならない。 ▪ 収集した個人情報の類型は、製品又はサービスの機能の実現と直接に関係するものでなければならない。 ▪ 自動的に採集する個人情報の頻度は、製品又はサービスの機能を実現するために必要とされる最低限の頻度でなければならない。 ▪ 間接的に収集する個人情報の数量は、製品又はサービスの機能を実現するために必要とされる最低限の数量でなければならない。

公开透明原则： 网络运营者应当公开收集、使用规则，明示收集、使用信息的目的、方式和范围。	在隐私政策中，个人信息控制者应当公布： ▪ 收集、使用个人信息的目的，以及目的所涵盖的各个业务功能，如将个人信息用于推送商业广告； ▪ 各业务功能分别收集的个人信息，以及收集方式、频率、存放地域、存储期限； ▪ <u>个人信息安全原则、个人信息主体权利和实现方式、风险等。</u>	公开·透明性原则： インターネット運営者は、収集・使用規則を開示し、情報を収集し、使用する目的、方式及び範囲を明示しなければならない。	個人情報支配者はプライバシーポリシーにおいて、下記事項を公表しなければならない。 ▪ 個人情報を収集し、使用する目的、及びその目的が網羅する各業務機能。例えば、個人情報を商業広告の配布に使用することなど。 ▪ それぞれの業務機能により収集される個人情報、及び収集方式、頻度、保管場所、保存期限。 ▪ <u>個人情報セキュリティ原則、個人情報主体の権利及びその実現方法、リスクなど。</u>
同意原则： 网络运营者收集使用个人信息应当经被收集者同意。	个人信息控制者应当： ▪ 基于公开透明原则，将收集目的、方式等明确告知数据主体，以此获取同意； ▪ 间接获取个人信息时： ➢ 应当要求提供方说明个人信息来源，并对来源合法性进行确认； ➢ 应了解个人信息主体的授权同意范围，包括是否同意转让、共享、公开披露等。	同意の原則： インターネット運営者は個人情報を収集し、使用する場合、収集される者の同意を得なければならない。	個人情報支配者は下記事項をしなければならない。 ▪ 公開・透明の原則に基づき、収集の目的や方式などをデータ主体に明確に告げ、それをもって同意を得なければならない。 ▪ 個人情報を間接的に取得した場合には、 ➢ 提供者に対し、個人情報の出処を説明するよう求め、出処の適法性を確認しなければならない。 ➢ 個人情報主体からの授權・同意の範囲（譲渡、共有、公開・開示などに同意するかどうかを含む）を把握しなければならない。
安全原则： 网络运营者应当采取技术措施和其他必要措施，确保其收集的个人信息安全，防止信息泄露、损毁、丢失。	▪ 去标识化处理¹：个人信息控制者宜在收集后，采取去标识化处理，并采取技术和管理措施，将去标识化后的数据与可用于恢复识别个人的信息分开存储，并确保在后续的个人信处理中不重新识别个人。 ▪ 保存时间最小化： ➢ 个人信息保存期限应为实现目的所必需的最短时间； ➢ 超出上述期限，应对个人信息进行删除或匿名化处理²。	安全の原則： インターネット運営者は技術上の措置及びその他の必要な措置を講じ、収集した個人情報の安全を確保し、情報の漏えい、毀損、紛失が生じないようにしなければならない。	▪ 非識別加工¹：個人情報支配者は、収集後に非識別加工を施し、かつ技術及び管理措置を講じ、非識別加工済みのデータを個人の識別を復元することに使用可能な情報を分けて保存することで、その後の個人情報の取扱いにおいて、特定の個人が改めて識別されないようにしなければならない。 ▪ 保存期間の最短化： ➢ 個人情報の保存期間はその目的を実現するために必要とされる最短期間でなければならない。 ➢ 上記期間を超えたときには、個人情報を削除し、又は匿名化处理²を行わなければならない。

¹ 去标识化：通过对个人信息的技术处理，使其在不借助额外信息的情况下，无法识别个人信息主体的过程。

¹ 非識別加工：個人情報の技術処理を通じて、他の情報に頼ることなく、個人情報主体を識別することが不可能になるように処理する過程を指す。

² 匿名化：通过对个人信息的技术处理，使得个人信息主体无法被识别，且处理后的信息不能被复原的过程。个人信息经匿名化处理后所得的信息不属于个人信息。

² 匿名化：個人情報の技術処理を通じて、個人情報主体が識別されることを不可能にし、且つ処理後の情報を復元できないように処理する過程を指す。匿名化処理済みの個人情報から得た情報は、個人情報に該当しない。

主体参与： 个人发现网络运营者违法/违约收集个人信息时，有权要求删除；发现信息有误时，有权要求更正。	▪ 更正、补充：个人信息主体发现个人信息有误或不完整的，个人信息控制者应为其提供更正或补充信息的方法。 ▪ 删除理由： ➢ 违法、违约收集个人信息； ➢ 违法、违约向第三方共享、转让个人信息； ➢ 违法、违约公开披露个人信息。
--	---

主体参加： インターネット運営者が法令・契約に違反して個人情報を収集したことを個人が発見した場合、削除を求める権利を有する。情報に誤りがあることを発見した場合、訂正を求める権利を有する。	▪ 訂正、補足：個人情報主体が個人情報に誤り又は不備があることを発見した場合、個人情報支配者は情報を訂正し、又は補足する方法を提供しなければならない。 ▪ 削除の理由： ➢ 法令・契約に違反して収集した個人情報。 ➢ 法令・契約に違反して第三者と共有したり、第三者に譲渡するなどした個人情報。 ➢ 法令・契約に違反して公衆に開示した個人情報。
---	---

■ 怎样收集、处理敏感信息？

个人敏感信息，类似于 GDPR 下的特殊类别个人信息，是指一旦泄露、非法提供或滥用可能危害人身和财产安全，极易导致个人名誉、身心健康受到损害或歧视性待遇等的个人信息。上文表格中提到的部分个人财产信息、健康生理信息、生物识别信息、身份信息、网络身份识别信息以及 14 周岁（含）以下儿童的个人信息都属于敏感信息。

收集、处理敏感信息时需注意以下方面：

合规要点	具体要求
明示同意	▪ 收集个人敏感信息时，应取得个人信息主体的明示同意。 ▪ 应当确保明示同意，是其在完全知情的基础上自愿给出的、具体的、清晰明确的愿望表示。 ▪ 如采用勾选框（“☐”）方式取得用户同意，勾选框不得默认打钩。 ▪ 可采取个人信息主体主动勾选、主动点击“同意”、“注册”等形式来取得“明示同意”。
加密处理	▪ 传输和存储敏感信息时，应当采取加密等安全措施。
权限管理	▪ 对个人敏感信息的访问、修改等行为，需采取角色权限控制，根据业务流程的需求触发操作权限。 ▪ 例如，因收到客户投诉，客服才能访问该客户的敏感信息。

■ 機微情報については、どのように収集し、取り扱うべきか？

機微な個人情報とは GDPR における「特別カテゴリーの個人情報」に類似し、一旦漏えいされたり、不法に提供されたり、又は濫用されたりすれば、人身・財産上の安全に危害が及ぶ恐れがあり、個人の名誉や心身の健康を損なったり、又は不当な冷遇を受ける可能性が極めて高い個人情報を指す。上表で言及される一部の個人の資産情報、フィジカルヘルス情報、生体認証情報、本人情報、インターネット上の身元識別情報及び満 14 歳（14 歳を含む）以下の未成年者の個人情報はいずれも機微情報に該当する。

機微情報を収集し、取り扱う場合、下記事項について注意を払う必要がある。

チェックポイント	具体的な要求
明示的な同意	▪ 機微な個人情報を収集する際に、個人情報主体からの明示的な同意を得なければならない。 ▪ 明示的な同意は、状況をよく理解したうえで自由意思により、具体的で明白な意思を表すものでなければならない。 ▪ チェックボックス（☐）方式を採用してユーザーの同意を得る場合、初めからチェックの入っているデフォルト・オン状態に設定してはならない。 ▪ 個人情報主体が自らチェックを入れたり、「同意」、「登録」ボタンを自らクリックするなどの方式により、「明示的な同意」を得ることができる。
暗号化処理	▪ 機微情報を伝送し、保存する場合、暗号化などのセキュリティ措置を施さなければならない。
権限管理	▪ 機微な個人情報へのアクセス、修正などの行為は、ロールベースアクセス制御を採用する必要がある、業務手順上の必要に応じて、操作の権限が付与される。 ▪ 例えば、顧客から苦情を受けることにより、苦情受付担当者ははじめて当

未成年人 信息	收集未满 14 周岁的未成年人个人信息，应当征得其监护人的明示同意。

	該顧客の機微情報にアクセスすることができる。
未成年者の 情報	満 14 歳未満の未成年者の個人情報収集する場合、その成年後見人から明示的な同意を得なければならない。

■ 可以与其他公司共享或转让个人信息吗？

原则上，个人信息不得共享、转让。确需共享、转让的，应当充分重视风险，并遵守以下要求：

合规要点	具体要求
个人信息安全影响评估	事先开展个人信息安全影响评估，并依评估结果采取有效的保护措施。
告知与同意	- 向个人信息主体告知共享、转让目的、数据接收方类型，并事先取得其同意。 - 共享、转让经去标识化处理的个人信息，且确保接收方无法重新识别个人信息主体的除外。
敏感信息告知	共享、转让敏感信息前，还应当告知数据主体个人敏感信息的类型、数据接收方的身份和数据安全能力，并取得其明示同意。
记录与保存	准确记录和保存个人信息共享、转让情况，包括共享、转让日期、规模、目的以及数据接收方基本情况。
主体参与	帮助个人信息主体了解接收方的保存、使用情况，以及个人信息主体权利（访问、更正、删除、注销账户等）。

■ 他社と個人情報を共有し、又は他社に譲渡することは可能なのか？

原則上、個人情報を共有し、譲渡することは認められていない。共有し、譲渡する必要が確かにある場合、リスクを十分に考えたうえ、以下の要求に従わなければならない。

チェックポイント	具体的な要求
個人情報セキュリティ影響評価	事前に個人情報セキュリティ影響評価を行い、評価の結果に基き有効な保護措置を講じる。
告知及び同意	- 個人情報主体に共有・譲渡の目的、データ受け手の類型を告知し、事前にその同意を得る。 - 非識別加工済みの個人情報の共有、譲渡であり、受け手が個人情報主体を識別できないことを保証できる場合を除く。
機微情報告知	機微情報を共有・譲渡する前に、データ主体に対し個人機微情報の類型、データ受け手の身元及びデータセキュリティ能力を告知し、且つ明示的な同意を得なければならない。
記録及び保存	個人情報の共有・譲渡状況（共有・譲渡の日、規模、目的及びデータ受け手の基本状況を含む）を正確に記録する。
主体の参加	個人情報の主体が受け手の保存・使用状況、及び個人主体の権利（アクセス、訂正、削除、アカウントの削除など）を把握できるようにサポートする。

■ 《规范》适用于线下收集的个人信息吗？

《规范》的适用主体为数据控制者，即有权决定个人信息处理目的、方式的组织或个人。其外延大于《网安法》下的网络运营者，因此《规范》对线上、线下的个人信息收集行为都具有约束力。具体如下：

法规	条文	解读
《网安法》第2条	在中华人民共和国境内建设、运营、维护和使用网络，以及网络安全的监督管理，适用本法。	《网安法》强调其规范涉网行为，因此对于线下收集个人信息行为，原则上不受《网安法》规

■ 「規範」は、オフラインで収集した個人情報にも適用するのか？

「規範」の適用主体はデータ支配者であり、即ち、個人情報の取扱い目的、方式を決定する権利を有する組織又は個人である。同法の適用対象は「サイバーセキュリティ法」のインターネット運営者よりも広く、よって、「規範」はオンライン及びオフラインでの個人情報収集行為のいずれに対しても拘束力を有する。具体的には、以下の通りである。

法規	条文	解説
「サイバーセキュリティ法」第2	中華人民共和國領域内でのネットワークの構築、運営、メンテナンス、使用、及びネットワークの安全に対する監督	「サイバーセキュリティ法」では、同法はインターネットに係る行為を規範化するものであることが強調されており、よって、オフライ

		制。
《规范》第1条	本标准适用于规范各类组织个人信息处理活动，也适用于主管监管部门、第三方评估机构等组织对个人信息处理活动进行监督、管理和评估。	《规范》未对线上、线下收集行为进行区分，并且个人信息控制者不仅限于网络运营者，因此其适用于线下个人信息收集行为。

条	管理には、本法を適用する。	ンでの個人情報収集行為は、原則上、「サイバーセキュリティ法」の制限を受けない。
「規範」第1条	本基準は、各種組織の個人情報取扱いを規範化するうえで適用され、主要監督管理部門、第三者評価機構などといった組織による個人情報取扱いに対する監督、管理及び評価にも適用される。	「規範」では、オンラインとオフラインでの収集行為を区別せず、さらに、個人情報支配者がインターネット運営者に限定されないため、「規範」はオフラインでの個人情報収集行為にも適用される。

结语：

《规范》的出台，使企业在保护个人信息时有章可循，企业在搜集、储存、共享个人信息时，应尽最大可能遵守《规范》，降低处罚风险。

（里兆律师事务所 2018 年 08 月 06 日编写）

終わりに

「規範」が公布されたことで、企業が個人情報を保護するうえで依拠すべき規定が整備された。企業は、個人情報を収集し、保存し、共有する際には、「規範」を可能な限り遵守し、処罰リスクを低減させなければならない。

（里兆法律事務所が 2018 年 8 月 6 日付で作成）